

○学校法人東京農業大学内部公益通報取扱規程（抜粋）

（内部公益通報受付窓口）

第5条 内部公益通報受付窓口は、全ての部門における内部公益通報を受け付けられるよう設置されなければならない。

2 内部公益通報受付窓口は、総務・人事部総務課が管轄し、設置するものとする。

3 内部公益通報受付窓口は、総務・人事部総務課長を責任者とし、担当者を置くことができる。

（他の相談窓口との兼務）

第6条 この規程による内部公益通報受付窓口は、この規程に抵触しない限りにおいて、ハラスメント相談窓口等他の相談窓口との兼務を妨げるものではない。

（利用対象者及び利用の範囲）

第7条 内部公益通報受付窓口の利用対象者は、職員等及び役員とする。

2 利用対象者は、内部公益通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも内部公益通報受付窓口を利用することができる。

3 法人の法令遵守を確保する上で必要と認められる場合は、外部の者を利用対象者に含めることができる。この場合において、外部の者からの通報は内部公益通報とみなしてこの規程を準用する。

第8条 内部公益通報受付窓口は、明らかな内部公益通報に限らず、通報者が内部公益通報と思料した全ての通報を受け付けなければならない。この場合において、当該通報が、他の相談窓口への内容であるときは、内部公益通報受付窓口は、当該通報者に該当する窓口を伝達するものとする。

2 内部公益通報受付窓口は、前項の通報を受け付けるに際し、この規程に定める場合のほか、正当な理由がない限り当該事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

（通報）

第9条 利用対象者の通報手段は特に限定しないものとする。

2 利用対象者は、匿名であっても内部公益通報受付窓口を利用することができる。

3 前二項の場合において、書面や電子メール等、通報者が通報の到達を確認できない方法によって何らかの内部公益通報がなされた場合には、内部公益通報受付窓口は、速やかに通報者に対し、当該内部公益通報を受領したことを通知する。ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通知であるため通報者への通知が困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。